

主な指摘事項【地域密着型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書及び重要事項説明書(以下、契約書等)について、下記の点につき追記・修正を行うこと。今後については、修正等を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者について修正等があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的について記載すること。 ・営業時間について、実際の営業時間との間で齟齬が見られたため、修正すること。 ・利用定員について、実際の利用定員との間で齟齬が見られたため、修正すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の実施地域外の利用者について、サービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・利用料の記載について、1割の記載のみならず2割、3割についても記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者(明石市)についても記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間が提供の日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。 	6件
運営	地域密着型通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画について、説明日のみ記載があり、利用者又はその家族の同意を得ているか不明確であったため、利用者又はその家族から同意を得たことが分かる様式とすること。 ・地域密着型通所介護計画について、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、当該内容について利用者又は家族に説明を行うこと。 	3件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき追記・修正を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬が見られたため、修正すること。 ・営業時間について、実際の営業時間との間で齟齬が見られたため、修正すること。 ・指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額について、入浴や食事の有無、その費用等について記載すること。 ・指定地域密着型通所介護の内容について、実際の内容との間で齟齬が見られたため、修正すること。 ・利用料の記載について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。また、おむつ代の記載について実際の金額との間で齟齬が見られたため、修正すること。 	6件
運営	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画として、消防法に基づく消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画についても併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的実施すること。 	4件
運営	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で作成された広告について、実際の営業時間との間で齟齬が見られたため、現状に則した広告を使用すること。 ・広告に記載されている利用料について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。 	2件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。 	3件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算(I)イ	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練目標の設定にあたっては、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。 ・個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。 ・個別機能訓練項目について、機能訓練の項目としては適切ではない項目が記載されていたので、その設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。 ・個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 ・個別機能訓練について、機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等(専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師)が計画的に機能訓練を行っていることとされている。個別機能訓練に関する記録について、訓練実施時間等の記録が不明瞭であること及び理学療法士等が計画的に訓練を実施していることが確認できなかったため、様式を修正するなどし、実施内容を詳細に記録すること。 	3件

計27件